

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】「たかの友梨」マタハラ・残業代未払いと提訴 従業員ら

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

---

こんにちは。今回は10月29日朝日新聞の記事から抜粋します。

「たかの友梨」マタハラ・残業代未払いと提訴 従業員ら

「たかの友梨ビューティクリニック」を運営する「不二ビューティ」（東京）を相手取り、マタニティー・ハラスメント（マタハラ）を受けたり、残業代の未払いがあったりしたとして、従業員や元従業員の女性計3人が29日、合計約2600万円の未払い残業代などの支払いを求め、東京、仙台両地裁に提訴した。

訴状によると、都内の支店に勤める20代の女性は妊娠中だった今年2月、エステの施術をする仕事から受付業務に移ることを希望したが、会社側に拒否された。妊娠中の女性が希望した場合、事業者負担の軽い業務への転換を義務づける労働基準法に違反するなどとして、損害賠償200万円を求めて東京地裁に訴えを起こした。

また、月60～200時間程度の時間外労働をしていたのに残業代が支払われていなかったとして、2年分の未払い残業代約1400万円の支払いも求めている。

女性は8月に出産し、現在は育休中。都内で代理人らが開いた会見にメッセージを寄せた。「(妊娠して働いているときは)おなかの命が失われるのではと、心配が頭を離れなかった」という。提訴した理由について「みんなが産休育休をとって安心して働き続けられる会社になってほしい」とした。マタハラをめぐっては今年、最高裁が妊娠・出産を理由にした降格は「原則違法」とする判断を示している。

この日は「たかの友梨」の仙台店に勤める20代の女性と30代の元従業員の女性も、未払いの残業代計約1千万円の支払いを求めて仙台地裁に提訴した。約3年間働いてきた30代の女性は仙台市内で会見し、「身も心もボロボロで、死に物狂いだった。この提訴が、声を上げられない人が声を上げるきっかけになればいい」と話した。

不二ビューティ側は「訴状を見た上で適切な対応をしていく」としている。

「たかの友梨」をめぐっては、仙台地裁に提訴した仙台店の20代の女性従業員が、組合活動を理由に高野友梨社長に圧力をかけられたとして、宮城県労働委員会に不当労働行為の救済申し立てをしている。

抜粋ここまで。

エステ業界の中でも代表を象徴としたイメージ戦略で成功し拡大してきた同社に関する今回の一連の事柄で、差別化に成功した企業イメージについて相当なダメージを受けたことは否めないでしょう。

今回の従業員側の訴えの内容を見ると、これが本当にその通りならば、労基法違反はもちろんのことですが、過労死やうつ病などの発生の危険性さえある相当過酷な労働環境であったと想像されます。この裁判の行方に注目したいと思います。